

宮崎県知事 殿

水産庁漁政部水産経営課長

令和 6 年台風第 10 号に伴う災害に対する金融上の措置について

令和 6 年台風第 10 号に伴う災害により災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された別添「令和 6 年台風第 10 号に伴う災害救助法第 2 条第 2 項による災害救助法の適用について【第 2 報】」に記載の災害救助法適用市町村の被災者に対し、状況に応じ以下の措置が適切に講じられるよう、関係する漁業協同組合等に対する指導をお願い申し上げます。

なお、今後、災害救助法適用地域が追加された場合も同様の措置を適切に講ずるよう要請します。

1 共済金の支払、共済掛金の払込猶予等に関する措置

- （1）組合において、共済証書等を紛失した共済契約者については、罹災証明書の提示その他の実情に即した簡易な確認方法をもって災害被災者の共済金の支払、共済約款に基づく貸付け等（以下「共済金の支払等」という。）を行うなどの利便を図ること。
- （2）共済金の支払等については、できる限りこれを迅速に行うよう配慮するとともに共済掛金の払込みについては、共済契約者の罹災状況に応じて猶予期間の延長を行うなどの適切な措置を講ずること。

2 業務停止等における対応に関する措置

施設等の被災により営業が困難な店舗がある場合には、営業の停止等を行う店舗名その他必要な情報を、速やかに店頭掲示等の方法により告示するとともに、新聞やホームページへの掲載等の方法により、取引者に周知徹底すること。